

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令の一部を改正する命令(案)に対する意見募集の結果

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
1	個人	概要の1. 丸数字2に「当該者の個人番号カードに暗証番号の利用を不可とするために必要な措置が講じられた場合には、発行時の暗証番号の設定を不要とする」とあるが、現行では発行時に暗証番号を設定しないことも認められており、その場合は「個人番号カードに暗証番号の利用を不可とするために必要な措置を講じる」必要はないのではないかと？	現行の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第3条第4項及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第6条第2項等により、暗証番号を設定するため、暗証番号の利用を不可とするために必要な措置を講じることとしております。	なし
2	個人	概要に「個人番号カードに暗証番号の利用を不可とするために必要な措置が講じられた場合」とあるが、改正前に発行済みの個人番号カードに対しても暗号番号の利用を不可とするために必要な措置を講じることはできるのか？	可能です。既に発行されているマイナンバーカードについても、マイナンバーカードに暗証番号の利用を不可とするために必要な措置を講じることができます。	なし
3	匿名	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第33条に新設する第4項について、「交付申請者が暗証番号を設定しないことを希望する場合であって、当該【交付】申請者の個人番号に・・・」と修正すべきではないか。(同令中「交付申請者」を受けて「当該交付申請者」とする用例は複数あるが、「当該申請者」と受けるものはない。)	御意見のとおり修正いたします。	あり
4	個人	マイナンバーカードには4つの暗証番号があるが、今回の改正の対象はすべての暗証番号か？ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第41条第2項において、代理人等が本人の各種暗証番号がわかっている場合は回答書を要せず署名用電子証明書の更新が可能であるが、代理人等が本人の暗証番号がわからない場合、回答書を求めてよいかどうか？	今回の改正の対象となる暗証番号は、利用者証明用電子証明書、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号です。 本人が記載した暗証番号設定依頼書等により暗証番号を設定することが考えられます。	なし
5	匿名	従来のマイナンバーカード保持者も顔認証等専用マイナンバーカードを「追加で所持」できるようにしてほしい。 持病があるのでいざという時のために保険証を持ち歩いていて最近はその代わりに「全部入りのマイナンバーカード」を持ち歩くようになっている、全部入りのマイナンバーカードを持ち歩くのには抵抗があるため。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令第24条の規定により、マイナンバーカードは二重で所持することはできないため、顔認証マイナンバーカードについては、申請により、既にマイナンバーカードをお持ちの方のカードを顔認証マイナンバーカードに設定を切り替えることができます。	なし

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
6	匿名	<p>個人番号カード関係業務に携わる自治体職員として意見を述べさせていただきます。</p> <p>1: 電子証明書の再発行手続きについて  【意見要旨】同一世帯・法定代理人による電子証明書の再発行手続きは、住所変更手続きに限定せず、常時対応できるようにしていただきたい。  【意見詳細】個人番号カードの券面事項の更新は、全員が住所変更の手続きと同時に行うとは限らず、後日に行う場合が多々ある。特に3月下旬?4月上旬にかけては、役所の窓口が非常に混雑し、個人番号カードに関する端末処理に遅延が発生するなど、当日中に個人番号カードの券面事項の更新を行うことが困難なため、個人番号カードに関する手続きは後日行うよう市民にお願いする日が続くのが実情である。  このような状況であることから、電子証明書の再発行手続きに関して、照会兼回答書の提出を不要とするケースを「住所変更手続き」に限定することは市民の利便性を損なうことになるため、後日の個人番号カード券面事項更新手続きと同時の電子証明書再発行手続きについても、照会兼回答書の提出は不要としていただきたい。</p> <p>2: 発行時の暗証番号の設定を不要とする個人番号カードについて  【意見要旨】「電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定することを希望する者」について、個人番号カードに暗証番号の利用を不可とするために必要な措置及び交付手続き等を地方公共団体情報システム機構が行うようにしていただきたい。  【意見詳細】交付時来庁方式や申請時来庁方式による交付については、交付処理として暗証番号の設定を行う必要があることから、市区町村が交付手続きを担当する必然性があるが、暗証番号の設定が必要ないのであれば、地方公共団体情報システム機構が交付処理を行うことが可能であり、また、現在でも郵便局に個人番号カードの交付手続きや電子証明書の更新手続きを委託できるようになっていることから、郵便局の本人限定受取郵便により交付時の本人確認とすることは十分可能であり、市区町村が交付手続きを行う必然性はない。さらに、「暗証番号の設定や管理に不安がある方」の大半は高齢者や福祉施設入所者であろうことを考えると、個人番号カードの受け取りのためだけに役所への来所を強要することは大きな負担である。  市区町村においても、通常の交付を行う個人番号カードと暗証番号の利用を不可とする個人番号カードが混在することは、誤処理・誤交付を誘発する原因となるため、発行時の暗証番号の設定を不要とする個人番号カードについては、申請受付から交付処理(本人限定受取郵便による発送)までを全て地方公共団体情報システム機構で完結していただきたい。</p>	<p>1について  今回の改正は、住所変更手続きに併せて電子証明書の再発行手続きを同一世帯員又は法定代理人が行う場合の本人の意思確認等について、委任状等により確認を行うことができることから、照会書兼回答書の提出を不要としております。  いただいた御意見は、今後の検討に当たって参考にさせていただきます。</p> <p>2について  顔認証マイナンバーカードについては、市区町村の窓口において、改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第42条第3項等の規定により、暗証番号の照合及び当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になるよう必要な措置を講じることとするものであり、市区町村においてこれらの措置を執る必要があることから、申請受付から交付処理までを全て地方公共団体情報システム機構で完結することはできず、引き続き、市区町村で交付手続等を行うこととしています。</p>	なし

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
7	匿名	<p>第5条と第41条の改正についての意見です。同一世帯員または法定代理人が転入届または転居届と同時に電子証明の申請をした場合、これまで本人宛に照会書を郵送し回答書の提出が必要だったものが改正により不要となり即日手続きが完了になるので良いことだと思います。しかし、繁忙時は転入届または転居届の処理に数時間かかり、転入届または転居届と同時に電子証明の申請をすることは困難です。時間をおいて電子証明の申請をする場合及び日を改めて電子証明の申請をする場合においても回答書を不要とするよう要望します。</p>	<p>本案についての賛同の御意見として承ります。 いただいた御要望は、今後の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	なし

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
8	個人	<p>概要1について  マイナンバーカードの転入の際の手続きには、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」第7-1による継続利用の手続及び「公的個人認証サービス事務処理要領」第2-1による署名用電子証明書の発行があると認識している。  このうち、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」に示される継続利用については、本人及び同一世帯員及び法定代理人が届出をすることができ、同一世帯員及び法定代理人において暗証番号の照合ができた場合は代理権の授与がなされているとし、委任状の提出が不要である。  署名用電子証明書の発行についても、照会書兼回答書の提出を不要とするのに加えて継続利用の手続と同様に、暗証番号の照合により代理権の授与がなされているとし、委任状の提出を不要としてよいのではないか。  参考までに、同一世帯員であれば、転入届の手続に際しても、委任状は不要であり、署名用電子証明書の発行のみのために委任状が必要となる。</p> <p>概要2について  利用者証明用電子証明書について、暗証番号の設定を不要とするために必要な措置が講じられた場合に、発行時の暗証番号の設定を不要とするとのことであるが、マイナンバーカードには暗証番号が4種類ある。うち2種類は署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書であり、電子証明書を不要とする場合は暗証番号の設定も要しない。しかし、マイナンバーカード自体の暗証番号(住民基本台帳用暗証番号及び券面事項入力補助用暗証番号)については、電子証明書の発行の有無にかかわらず、設定が必要である。  今回の改正により、利用者証明用電子証明書の暗証番号については本人の希望があれば不要になるとのことであるが、住民基本台帳用暗証番号及び券面事項入力補助用暗証番号については引き続き設定が必要か。設定が必要ということであれば、本人又は入所施設等において暗証番号の管理は引き続き必要ということにはならないか。</p> <p>いずれの1、2についてもカード自体の要領と電子証明書の要領の2つがあり、それぞれに扱いが異なることから生じていると思われる。  実務を行う際にも、一度の手続に際し、2つの要領を参照しなければならず、非常に複雑であることから、要綱を1つにまとめることはできないか。</p>	<p>概要1について  今回の改正は、住所変更手続に併せて電子証明書の再発行手続を同一世帯員又は法定代理人が行う場合の本人の意思確認等について、委任状等により確認を行うことができることから、引き続き委任状の提出は求めることとしております。また、代理人により申請を行う場合は、暗証番号を代理人に知られないように留意することとしております。  いただいた御意見は、今後の検討に当たって参考にさせていただきます。</p> <p>概要2について  本人又は入所施設等においても安心してカードが利用できるよう、利用者証明用電子証明書、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号について、市町村の窓口において無作為の暗証番号を設定した上で暗証番号の照合及び当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になるよう措置を講じることとしております。</p> <p>なお、「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」及び「公的個人認証サービス事務処理要領」を統合することについては、今後の検討に当たって参考にさせていただきます。</p>	なし

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
9	個人	<p>1についての照会書を無くす件について自体は賛成であるが改正案を見て不明な点があるので2点ほど。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定代理人も可能となっている。この事自体には全く異論はないが、法定代理人には未成年者の場合の保護者(親権者)だけではなく、未成年者後見人、成年後見人、(代理権を有する)保佐人及び補助人も含まれると解して良いか？</li> <li>・同一世帯員が手続き完了させられたら後日来庁しなくて良くなる事はメリットであるので良い事であるが、マイナンバーカードを持たせ事前に暗証番号や現行の照会書内容を書いた紙を予め人数分預からなければいけないのであれば書類や委任状など不備があった場合に再来庁を促す事となる。照会書が不要だけが独り歩きしてしまわないかと懸念される。別に反対していないが転居時の手続きについては変に勘違いさせないようによく周知させて欲しい。</li> </ul> <p>2についても全般的に賛成であるが意見等を数3点。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考資料にもあるが暗証番号が管理できない人がいるのは確かなのでこう言った顔認証・目視専用カードを作ることは賛成である。ただカードに顔認証専用カードみたいな記載がないと暗証番号を求めたり、マイナポータルが使えると思ったり住民票コンビニ交付、公的個人認証等が出来ると思われるためカードに顔認証専用みたいな表記を付け加えて欲しい。</li> <li>・暗証番号不要の顔認証カードをこれから作られるとのことであるが、現行のカードを持っている人が(デメリット承知の上で)顔認証専用カードに切り替え出来るのか？暗証番号管理に不安があるため現行のカードから変えられるなら変えたいと言う人は一定数いると思われる。逆に顔認証カードにしていたが病状改善等で暗証番号とかを管理できるようになったから通常のマイナンバーカードを使いたいと言ってきた場合に通常カードに切り替えはできるのか？</li> <li>・顔認証カードでも保険証として使える事は賛成であるが初期設定で保険証との連携には暗証番号4桁が必要であったはずだがこれについてはシステム改修するのか？</li> </ul> <p>以上です</p>	<p>1について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親権者、未成年後見人、成年後見人が含まれます。</li> <li>・御意見につきましては、改正案への賛同意見として承ります。</li> </ul> <p>2について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外見上区別できるよう、マイナンバーカードの追記欄に「顔認証」と記載することとしております。</li> <li>・通常のマイナンバーカードから顔認証マイナンバーカード、顔認証マイナンバーカードから通常のマイナンバーカードいずれの設定の切り替えも可能です。</li> <li>・健康保険証利用の申込みを行っていない方については、顔認証マイナンバーカードの設定前に市区町村で暗証番号を利用して申し込む、または、医療機関で顔認証を利用して申し込むことが出来ます。</li> </ul>	なし

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
10	匿名	<p>マイナンバーが漏れれば、個人情報全てが漏れてしまいます。この改正ではマイナンバーが漏れる可能性が高くなります。</p> <p>「世帯」ではなく「個人」を尊重してください。</p>	<p>マイナンバー制度では、安心・安全の確保のため、制度面及びシステム面で各種の対策を講じており、マイナンバーを取り扱う者に対して漏えい防止等の安全管理措置の義務付け、個人情報保護委員会が必要な指導を行うことや、行政機関等の保有する個人情報は一元管理をせず各行政機関等で分散管理し、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとすることなど、個人情報保護に十分配慮した仕組みとしております。</p> <p>本改正案の施行後においても、こうした仕組みは維持されることからマイナンバーや個人情報の漏えい等の可能性が高まることはありません。</p>	なし
11	匿名	<p>1.マイナンバーカードを使った本人確認方法に、申請者の容貌の画像と写真付き本人確認書類のICチップ情報を用いた方法があるが、暗証番号は使わず券面情報を用いてICチップ情報を読み取る方法であれば、「暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード」でも引き続きこの方法を利用できる理解で良いか。</p> <p>2.「暗証番号の設定が不要なマイナンバーカード」とそれ以外のマイナンバーカードで、券面のレイアウトは異なるか。券面情報の文字認識等を行っている場合に影響が生じるため、確認いただきたい。</p>	<p>1.券面事項確認アプリケーションは券面情報を用いて読み取るため、引き続き利用することができます。</p> <p>2.追記欄に「顔認証」と記載されます。</p>	なし

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
12	個人	<p>第5条、41条            個人情報の洩れ、マイナンバーとカード、ポータルの大混乱の最中にナンバー連携拡大には不安が増すばかりです。特に、公金登録口座が家族名義で登録できてしまったことにデジタル庁や総務省への不信が募り、カード返納事例も続出しました。            同一世帯の者がカードを扱えるようになることは、番号法の「カード取得は本人の意思に基づく任意」という原則を大きく崩します。            デジタル庁の隠ぺい体質、国民のカードに対する理解やDV被害への啓発についての議論もないままにナンバー利用拡大が強引に進められてはなりません。</p>	<p>本改正案は、住所変更手続に併せて電子証明書の再発行手続を同一世帯員又は法定代理人が行う場合の本人の意思確認等について、委任状等により確認を行うことができることから、照会書兼回答書の提出を不要とするものであり、本改正によってマイナンバーカードの取得が任意であることに変更が生じるものではございません。</p>	なし
13	匿名	<p>マイナンバーカードと保険証を結び付けただけでも、トラブルの嵐です。それがマイナカードを持ってない人ももれなく巻き込まれます。暗証番号いららないなんて、そんな危険なことはしないでください。マイナンバーの利用拡大はやめてください。</p>	<p>顔認証マイナンバーカードについては、暗証番号の設定や管理に不安がある方が安心してマイナンバーカードが利用できるよう、利用者証明用電子証明書、住民基本台帳ネットワークシステムに係るアプリケーション及び券面事項入力補助アプリケーションに関する暗証番号について、市町村の窓口において、改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第42条第3項等の規定により、暗証番号の照合及び当該暗証番号の照合を必要とする処理が実施できない状態になるよう必要な措置を講じることで、顔認証により、利用者証明用電子証明書を利用することができるものです。</p>	なし

No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
14	匿名	<p>新規条文：第5条の2・・・同一世帯の場合は、申請者本人の確認をもって他の世帯員の「回答書の提示又は提出を求めることを要しない」と、あります。これでは、個人の人権の尊重をしていないこととなります。</p> <p>条件をゆるくして、利用しやすくすることに反対します。</p>	<p>住所変更手続に併せて電子証明書の再発行手続を同一世帯員又は法定代理人が行う場合の本人の意思確認等については、委任状等により確認を行うことができることから、照会書兼回答書の提出を不要としております。</p>	なし



No.	意見提出者	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への修正の有無
15	個人	<p>・該当箇所 全体的に</p> <p>・意見の要旨 本人による希望によつての可能化となっているので、一応許容しはする。 (しかし、顔認証には顔認証の不安があるし、またそもそも個人番号カードの悪用時の危険性が高いので、その危険性を下げる・限定出来るようにするために、電子チップ搭載の健康保険被保険者証の発行を行うようにすべきと考える。)</p> <p>・意見 本人による希望によつての可能化となっているので、一応許容しはする。 (しかし顔認証には顔認証に関しての問題点や危険性があるので不安がありはする。個人番号カードは悪用されると危険性が高いものである、そのような危険性はなるべく下げるべきと考えるのであるが、これには、保険医療の際に用いる事からその使用頻度の高い健康保険の被保険者の証としての機能について、分けて扱えるようにするのが適切と考える。 なので、健康保険被保険者証については、その廃止をやめ、かわりに、電子チップを搭載して、目視と電子的な認証(場合により暗証番号や顔認証を組み合わせる。顔写真の貼付の可能化についても検討してよいと思われる。ただし、住民基本台帳上の「氏名」の記載は必須にした方がよいと考える。)を組み合わせると、個人番号カードと同様に電子的な認証を行えるような形にしての、利用の継続化を行って行くべきではないかと考える。 (電子チップ搭載の)健康保険被保険者証があれば、個人番号カードを露出機会を大幅に減らせるはずであるし、また、個人番号カード(依然としてその扱いについてセキュリティ的に不安があるものである(依然としてコンビニエンスストアでの証明書発行の停止等の能力限定の手続等も出来ないというのは、ちょっと酷い意識の低さとやる気の無さと思われる。))が無くても健康保険制度での保険診療等を受けられる事になるはずであるが(なお、保険診療を人質やキラアプリとして個人番号カードの浸透を図ろうとするのはかなり問題がある事と考える。)、セキュリティ的にも制度的にもその方が望ましいと思われるので、電子チップ搭載の健康保険被保険者証を発行するようにしていく方がよいと考える(なお、その更新期間についてはこれまでの保険証よりも低い頻度として良いと思われるし、また、政府が新たに、国民健康保険被保険者証と健康保険被保険者証を統合したような健康保険被保険者証を発行する事にし、どのような保険者の場合でもそれを使用する事としてもよいのではないかと考える。))。 本案件の参考資料で「検討の経緯」で話として出ていた、高齢者の方々や福祉施設等での使用についても、持つのが個人番号カードではなく電子チップ搭載の健康保険被保険者証であれば、色々な危険性の低下が見込める部分があると思われるのであるが(例えば、介護職員等による悪用等により行える事がかなり少なくなるであろう。コンビニエンスストアでの証明書発行などは全く行えなくなるはずである。)、個人番号カードの能力の強さ故の問題を抑えるためにも、電子チップ搭載の健康保険被保険者証の発行を行うようにすべきと考える。)</p>	<p>マイナンバーカードは、特殊な印刷技術により券面の偽造防止措置がとられており、また、内部の情報を読み取ろうとすると内容が消去される機能を有するICチップを活用しているなど、様々なセキュリティ対策が講じられております。 電子チップ搭載の健康保険被保険者証の発行については、参考意見として承ります。</p>	なし